

令和4年度森林環境譲与税の使途公表

1 「森林環境税」及び「森林環境譲与税」

パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税制度である。

(1) 「森林環境税」

・国内に住所を有する個人に対して課する国税として、令和6年度から課税される。(税額は年1,000円/人)

(2) 「森林環境譲与税」

・市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるものとして創設されたもので、令和元年度から譲与が開始された。令和6年度以降は「森林環境税」が財源となる。

・市町村が実施する①森林整備等、②人材育成、③木材利用の促進、④普及啓発等の間接的なものにも活用できる。

2 令和4年度事業実績

(1) 森林環境譲与税活用額

①森林整備

(2) 事業一覧

No.	事業区分	事業名	事業総額 (円)			事業内容	税導入の効果
			(A)+(B)	(A)うち令和4年度の森林環境譲与税 (円)	(B)うち他の財源 (円)		
1	①森林整備等 (意向調査)	森林整備事業 (令和4年度茂原市森林環境整備意向調査業務委託)	3,443	3,443	0	茂原市森林環境整備基本計画に基づき、森林整備事業を実施するため、森林所有者に森林整備の取り組み状況や今後の整備方針について意向調査を実施した。	森林整備にあたって、森林所有者情報の把握が難しいことがあり、課題となっているが、今回の意向調査業務委託により、森林所有者を明確化させることができた。また、森林整備の意向を確認することで、市が整備を実施する森林の絞り込みが可能となった。
2	①森林整備等 (その他)	森林整備事業 (森林クラウド使用料)	83	83	0	千葉県が運営する「千葉県森林クラウドシステム」の使用料を拠出し、森林簿や林地台帳、森林計画図等の森林資源情報を共有し効率的に業務を進めるもの。	森林クラウドを導入し、県が保有する森林資源情報等と市が整備する森林所有者情報の連携が可能となり、更新業務や情報共有における大幅な効率化を図ることができた。
3	⑤新たな組織の設立	森林整備事業 (千葉県森林経営管理協議会会費)	98	98	0	県内の会員市町村で組織される「千葉県森林経営管理協議会」に会費を拠出し、森林環境譲与税の使途に関する相談対応、情報共有を目的とするものである。	県内の会員市町村で組織される「千葉県森林経営管理協議会」に会費を拠出し、各市町村の状況に合った森林環境譲与税の活用方法の相談、活用事例等の情報提供等を受けることにより、今後の取組の方向性の参考となった。
4	⑥基金積立	茂原市森林環境整備基金積立金	8,253	8,253	0	令和5年度以降に市が実施を予定している森林整備事業に充当するための基金。	